

大阪・関西万博の開催に係る関係府省庁連絡会議幹事会の開催について

令和2年6月8日
大阪・関西万博の開催に係る関係府省庁
連絡会議議長決定

1. 大阪・関西万博の開催に係る関係府省庁連絡会議を補佐し、2025年の大阪・関西万博の開催に向けて、関係府省庁の専門性を有する人材や政策資源を活用した連携体制を構築し、効率的かつ円滑に準備を進めるため、大阪・関西万博の開催に係る関係府省庁連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
副議長 経済産業省商務・サービスグループ博覧会推進室長
構成員 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（総括担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）
内閣府知的財産戦略推進事務局参事官（総括担当）
警察庁長官官房企画課長
復興庁統括官付参事官
総務省大臣官房企画課長
出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長
外務省経済局政策課長
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省大臣官房政策課長
厚生労働省参事官（総合政策統括担当）
農林水産省大臣官房政策課長
国土交通省総合政策局政策課長
環境省大臣官房総合政策課長
防衛省大臣官房文書課長

3. 幹事会の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。